

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ ス タ イ ル
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 松 徹 郎
 (コード番号：3660 東証プライム)
 問 合 せ 先 取 締 役 C F O 菅 原 敬
 (TEL. 03-6161-3660)

定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を2022年9月26日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 変更案第14条及び第22条は、株主総会及び取締役会の運営を適切且つ滞りなく行うことができるように、代表取締役が複数名ある場合に株主総会及び取締役会の招集権者及び議長となる代表取締役を明確にするための規定を設けるものであります。
- (2) 変更案第17条は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置に関する附則を設けるものであります。
- (3) 変更案第25条は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として新たに副会長を新設するものであります。

2. 変更の内容

下表のとおりです。なお、変更部分は下線で示しております。

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> (代表取締役が複数あるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>) <u>がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>前項の招集権者および議長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締

<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u> (代表取締役が複数あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>) がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の招集権者および議長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
--	--

(新設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	--

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	2022年9月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年9月26日(予定)

以上